

議案説明資料

【 目 次 】

- **報告第16号**（議案書13ページ）
八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その4）請負契約の締結について p.1
- **報告第17号**（議案書17ページ）
八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
..... p.6
- **議案第71号**（議案書91ページ）
八幡浜市防災行政無線デジタル同報系システム整備工事請負契約の締結について
..... p.8
- **議案第72号**（議案書93ページ）
権利の放棄について p.13
- **議案第76号**（議案書129ページ）
八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
..... p.15

平成30年9月
(平成30年9月4日提出)

件名	専決処分の報告について (八幡浜港フェリー岸壁築造工事 (その4) 請負契約の締結について)
担当課	企画財政部 財政課
根拠法令等	・地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 17 年条例第 52 号) 第 2 条

【概要】

1. 工事番号 29 港整第 2 号、30 港整第 1 号
2. 工事名称 八幡浜港フェリー岸壁築造工事 (その 4)
3. 工事期間 平成 30 年 8 月 9 日 ～ 平成 31 年 3 月 29 日
4. 予定価格 739,496,520 円 (内消費税等 54,777,520 円)
5. 請負金額 679,320,000 円 (内消費税等 50,320,000 円)
6. 請負業者 堀田建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市沖新田地区
8. 工事概要 フェリー岸壁築造にあたり上部工 (栈橋、既設岸壁他)、電気防食工及び基礎捨石の施工を実施する。

〈工事数量〉

- ・上部工 (栈橋 : L=40m、既設岸壁 L=70m、門構・係船杭 N=5 基)
[栈橋 L=40m は全体の 26% (全長 : 約 153m ※中心測定)]
- ・電気防食工 N=116 か所 (全体の 32%)
[H29 までに実施済 43 か所 (全体の約 12%) 全体本数 : 362 か所]
- ・基礎捨石 (1~200kg/個) : 18,867m³ (全体の約 20%)
[H29 までに実施済 5,520m³ (全体の約 6%) 全体数量約 93,000m³]

9. フェリー岸壁の諸元 (参考)

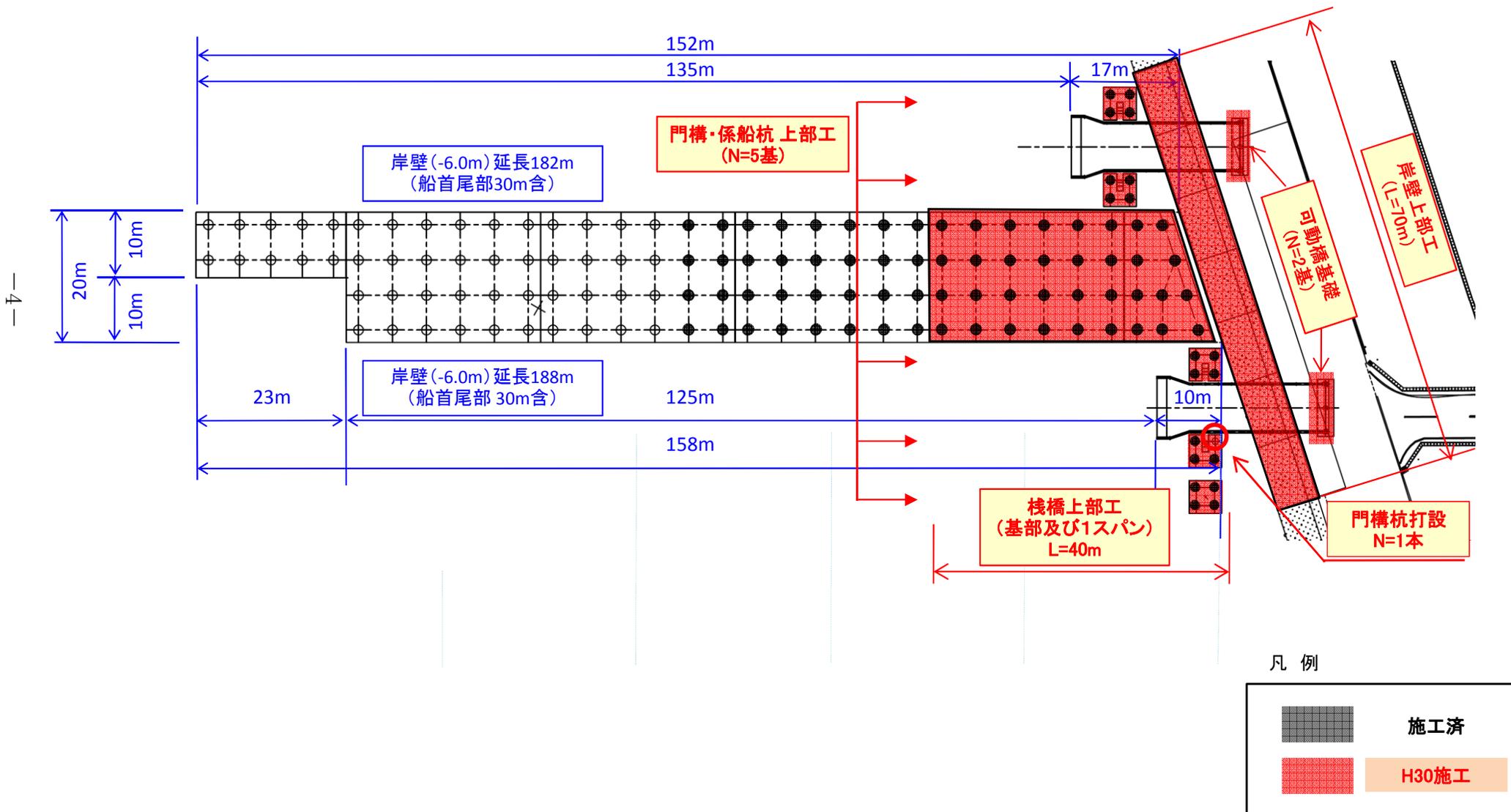
形式	構造	バース数
栈橋式	鋼杭式	2 バース

施工平面図



平成30年度 工事施工箇所

平面図



件名	専決処分の報告について (八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	産業建設部 商工観光課
施行期日	公布の日

【改正前】 八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例

対象事業等	奨励金の種類	奨励金の額及び限度額	交付期間等
○情報通信関連 (コールセンター、 データセンター) ○操業時において、 常用雇用者の数が 20人以上	開業時 奨励金	直接事業の用に供される投下固定資産の取得価額の合計額及び事業用資産の改造に要した額の100分の10に相当する額とし、3,000万円を限度とする。	1回限り
	事業用資産 奨励金	直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額の1/3に相当する額及び専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る、適正な賃借料の年額の1/2に相当する額とし、1年につき1,000万円を限度とする。	5年以内
	雇用促進 奨励金	新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とし、5,000万円を限度とする。	3年以内

【改正後】 (上記に追加する。)

「情報サービス業及びインターネット附随サービス業」を対象事業に追加し、この事業に係る奨励措置の適用要件を規定するとともに、奨励金の種類、額及び限度額並びに交付期間を定める。

対象事業等	奨励金の種類	奨励金の額及び限度額	交付期間
○ <u>情報サービス業及びインターネット附随サービス業</u> ○操業時において、 常用雇用者の数が <u>5人以上</u>	開業時 奨励金	(削除)	
	事業用資産 奨励金	賃借料×1/3 及び通信回線使用料×1/2 (1年につき 250万円を限度とする。)	<u>3年以内</u>
	雇用促進 奨励金	30万円/人 (限度額： <u>総額 600万円</u>)	3年以内

【語句説明】

※情報サービス業

計算センターや市場調査、世論調査サービスなどの「情報処理・提供サービス業」と、パッケージソフトウェアやゲームソフトウェアなどの「ソフトウェア業」などに分類される。

※インターネット附随サービス業

主としてインターネットを通じて、情報の提供やサーバー等の機能を利用させるサービス、音楽・映像等を配信するサービス及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを行う事業などに分類される。

※コールセンター

顧客からの依頼を受け電気通信設備を用いて、専任のオペレーターが集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所

※データセンター

通信回線及びコンピュータ等の情報技術を用いて顧客の提供データを集約的に管理し、付加的な価値を提供する事業所

件名	八幡浜市防災行政無線デジタル同報系システム整備工事請負契約の締結について
担当課	企画財政部 財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 96 条 1 項 ・ 八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

市民の生命・身体及び財産を守ることを目的として、市民への防災関連情報の提供を確実にを行うために、現在の防災行政無線アナログ同報系システムをデジタル同報系システムに更新する。

現在の防災行政無線アナログ同報系システムの問題点は以下のとおり

- ・ 合併以前の旧八幡浜市・旧保内町でそれぞれ別のシステムを導入していることから、市内全域に一斉放送ができず、旧八幡浜分は八幡浜庁舎から、旧保内分は保内庁舎から情報発信する必要があるため、緊急時において、情報伝達に時間差が生じていること。
- ・ 戸別受信機を全戸配備していないため、大雨等の際に室内にいると放送内容が聞き取りづらいなど、大規模災害時に防災情報を正確に提供することが、困難であること。
- ・ 国がデジタル移行を推進していることもあり、アナログ機器の部品が製造中止となっており、修理も困難になっていること。

上記の問題を解決するため、平成 28 年度に基本設計、平成 29 年度に実施設計を実施し、災害時において市内全域に情報を確実に伝達できるよう、戸別受信機の全戸配備を前提とした防災行政無線デジタル同報系システムを構築するための工事を 3 ヶ年かけて行う。（平成 33 年 4 月供用開始予定）

整備後の防災行政無線デジタル同報系システムの特徴は以下のとおり。

- ・ 市内全域に一斉放送することが可能となるだけでなく、同時に放送内容をメール配信、市 HP に掲載することや SNS への投稿を行うことも可能となる。
- ・ 戸別受信機の導入により、家の中でも放送内容を明瞭に聞くことが可能になるだけでなく、録音機能が備わっているため、放送内容を繰り返し確認することも可能となる。

【その他特記事項】

整備工事は、予定価格が 1 億 5,000 万円を超えるため、上記根拠法令に従い、議決に付すべき契約案件となる。

（平成 33 年 3 月 12 日完成予定）

「八幡浜市防災行政無線デジタル同報系システム整備工事」の概要

平成30年9月定例会

1. 工事番号 ー
2. 工事名称 八幡浜市防災行政無線デジタル同報系システム整備工事
3. 工事期間 平成30年9月 日～平成33年3月12日
4. 予定価格 1,345,874,400円(内消費税等99,694,400円)
5. 請負金額 1,102,825,800円(内消費税等81,690,800円)
6. 請負業者 株式会社日立国際電気 愛媛営業所
7. 施工場所 八幡浜市 市内一円
8. 工事概要 防災行政無線デジタル同報系システム設備の設計、製作、運搬、据付け調整、試験等全般、ならびにこの検査に必要な官公庁等への諸手続きや検収を行う。(土木工事を一部含む電気通信工事)

(設備規模) 親局設備：1式(八幡浜庁舎)
中継局：1局(棟山)
屋外拡声子局：131局
再送信子局：6局
遠隔制御装置：4局(保内庁舎、消防署、双岩地区公民館、JA日土)
地区遠隔制御装置：一般電話機による放送
戸別受信機：17,000個(全世帯、公共施設等)
Jアラート：1式(新型機への移行)

八幡浜市防災行政無線デジタル同報系システム整備工事

●整備工事の概要

【現行：アナログ】

	旧八幡浜市（富士通ゼネラル）	旧保内町（パナソニック）
親局設備	1式（八幡浜庁舎3階）	1式（保内庁舎2階）
中継局	1局（棟山）	1局（鷺ヶ崎）
屋外拡声子局	159局	40局
屋外拡声子局（有線延長局）	37局	0局
遠隔制御装置	4局（消防署、双岩公民館、JA2地区）	6局（八幡浜庁舎、消防署、JA4地区）
地区遠隔制御装置	37式（37地区）	0式
戸別受信機	965個（日土、若山、幼稚園、保育所、小・中学校、くじら病院、自主防災会）	3,961個（旧保内、自主防災会）

【施工後：デジタル（QPSK ナロー方式）】



	八幡浜市
親局設備	1式（八幡浜庁舎）
中継局	1局（棟山）
屋外拡声子局	131局
屋外拡声子局（有線延長局）	0局
再送信子局	6局
遠隔制御装置	4局（保内庁舎、消防署、双岩公民館、JA日土）
地区遠隔制御装置	電話による放送
戸別受信機	17,000個（全世帯、公共施設等）



高性能スピーカーを導入し、音達範囲を広げたことにより、屋外拡声子局の数を減らした。

●今後のスケジュール

【平成30年度】（契約後）

- ・四国総合通信局協議資料の作成と、再送信波数など含めた無線局の申請作業を並行して行う。
- ・実施設計成果物（屋外子局建柱場所など）から、地権者を含め現地調査の実施。この場合、子局建柱位置などの変更が生じた場合は、必要に応じて現地電波調査を含め再検討する。
- ・機器使用メーカーの無線機特性等踏まえた割当周波数の確認作業を実施する。
- ・J-ALERT 設備の更新を行う

【平成31年度】

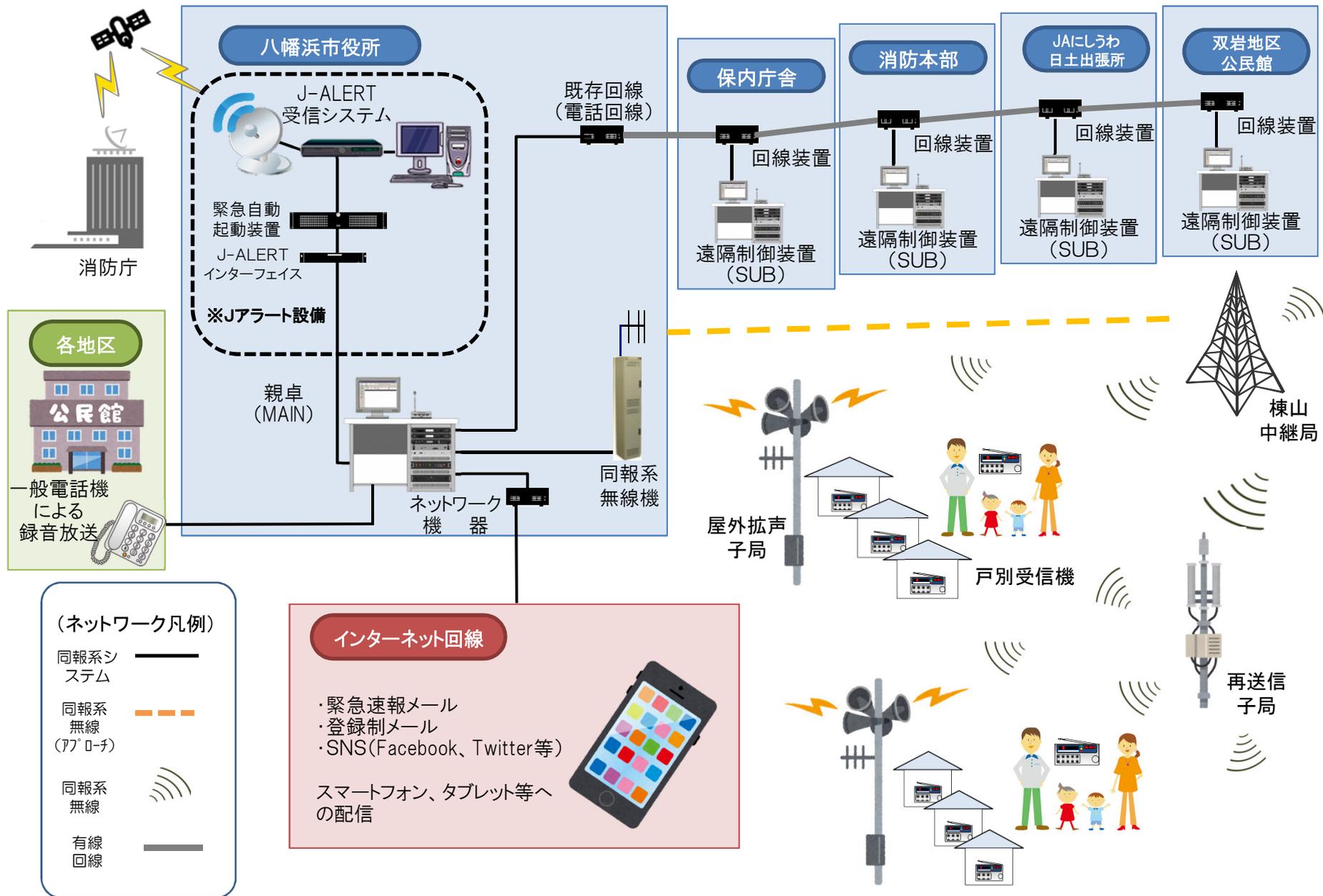
- ・親局、中継局、遠隔制御装置、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機を整備する。
- ・整備方法については、アナログ／デジタルシステムの一括切替か、個々に更新かの判断について、防災行政無線の放送は止めない事を前提とし、請負業者を含めた検討とする。

【平成32年度】

- ・屋外拡声子局及び戸別受信機を整備する。
- ・アナログ設備の全撤去を行う。

施設	30年度	31年度	32年度	合計
親局	J-ALERT 更新	1式	—	1式
中継局		1局	—	1局
屋外拡声子局		60局	71局	131局
再送信子局		6局	—	6局
遠隔制御装置		4局	—	4局
戸別受信機		5,340個	11,660個	17,000個

八幡浜市防災無線デジタル同報系システム構成図



件名	権利の放棄について
担当課	産業建設部 水産港湾課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号

① 愛媛県漁業信用基金協会（以下「県協会」という。）について

目的：漁業者等の資金需要に対し、円滑な融資のために債務を保証

会員：県、市町、漁連、信漁連 ほか

出資金：3,860,000 千円（うち八幡浜市出資額 15,050 千円）

② 全国協会への合併の必要性について

将来的な安定した保証業務の継続、近い将来予測されている南海トラフ大地震による漁家経営の影響等を勘案した場合、全国協会への合併による組織強化を図ることが必要。

全国協会合併の動き

平成 29 年 4 月 一次合併により全国協会設立（19 協会参画）

平成 31 年 4 月 二次合併（18 協会参画予定で二次合併をもって完了）

* 欠損金が生じているのは本県協会のみであり、合併前に解消されることが必須とされている。

《財務状況悪化の経緯》

平成 8 年頃から発生した真珠貝の大量死や、養殖魚の価格低迷で漁業者の借入金が増えたところに、平成 21 年以降リーマンショックに伴う販売不振により、中小漁業者等の廃業が相次いだこと等の要因も加わったため、代位弁済が増加し、多額の繰越欠損金（H28 末：837 百万円）を抱えることになった。

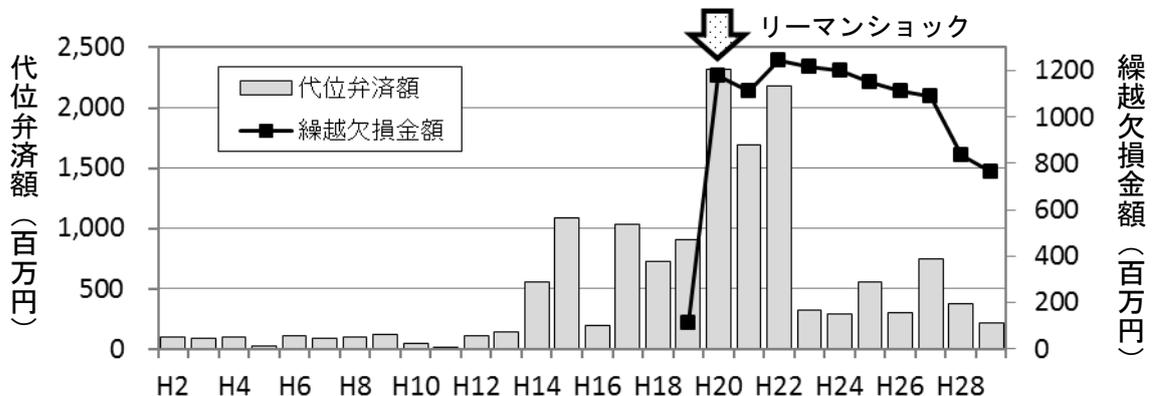


図 県協会の代位弁済額と繰越欠損金の推移

③ 県協会の欠損金の解消について

二次合併期限までに欠損金を解消するためには、県協会の出資金の減資により欠損金を補填することが不可避。

減資による補填にあたっては、出資者による払戻請求権の放棄が必要。

表 出資金及び減資金額 (単位：千円)

区分	会員名	出資金	減資額	備考
公共団体	愛媛県	628,850	201,950	出資比率に応じて負担
	市町	382,600	123,200	
系統団体	愛媛県漁連	67,800	21,750	
	愛媛県信漁連	1,492,200	479,200	
その他		1,288,550	11,133	—
	合 計	3,860,000	837,233	

※八幡浜市は4,850千円を減資

④ 今後の必要な手続きについて

平成 30 年 5 月 県協会から減資及び払戻請求権の放棄の依頼
【9 月議会 払戻請求権放棄の議案上程】
～9 月末 県協会へ減資の予告及び払戻請求権放棄の承諾
平成 31 年 3 月末 県協会の出資金の減少、欠損金への充当

件名	八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 社会福祉課
根拠法令等	災害弔慰金等の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）
施行日	公布の日（一部は、平成 31 年 4 月 1 日）

【概要】

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、「死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）」が加えられた。

これに伴い、災害弔慰金を支給する遺族の順位を明確にするため、下記のとおり改正する。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母
- 6 兄弟姉妹